放送分野ガイドライン改正の基本的考え方（案）

資料２－１

１　放送分野ガイドラインの改正の基本的考え方（案）

○　個人情報保護法に関するガイドラインについては、個人情報保護委員会が全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドライン（以下「委員会ガイドライン」という。）を定める。

○　情報通信を含む一部の分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに現行の規律の特殊性等を踏まえ、上記ガイドラインを基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律を定める方向。

○　このため、放送分野ガイドラインの改正については以下の方針で行う。
　①　全ての分野に共通的な事項については、原則として委員会ガイドラインに規定ぶりを合わせる。
　②　放送分野に特有の個人情報及びその利用方法や放送法特有の規律にかかるものについては、必要に応じた別途の規律を定める。

２　放送分野に特有の規定を設けるべき事項

○　現在の放送分野ガイドラインにおいて、放送分野に特有の個人情報として想定されているのは視聴履歴のみ。

○　視聴履歴については、その性質及びこれまでの取得にかかる経緯、今後想定される利用方法、放送法の規律等を踏まえた特有の規定を設ける。

○　その他、放送に特有の事情が認められる規定については、現行規定の維持を検討する。

放送分野ガイドライン改正の基本的考え方（案）

放送分野ガイドライン

全ての分野に共通的な事項

- 原則、委員会ガイドラインの規定内容に合わせる。
- 放送分野ガイドライン解説に委員会ガイドラインの解説内容を取り込む。

放送分野に特有の規律を設けるべき事項

- 視聴履歴等について、原則、委員会ガイドラインの規定を基本としつつ、特有の事情を踏まえた規律を付加する。

認定個人情報保護団体による指針、自主ルール等

- 匿名加工の基準や、同意取得の具体的な手法等については、放送分野特有の事情を踏まえ、より詳細な検討・整理を行い、認定個人情報保護団体の指針や、業界における自主ルールにおけるあり方を示す予定。（放送分野ガイドライン及び解説改正後に引き続き検討）

（参考）個人情報保護に係る規律と対象　（改正個人情報保護法施行後）

階層構造	他の事業分野	放送分野		備考
	（個人情報保護法に基づく規律）		（放送法に基づく規律）	
法律	個人情報保護法		放送法	・個人情報保護委員会に監督権限を一元化 ・個人情報保護委員会が、勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認める時は、一部権限を事業所管大臣に委任
告示	委員会ガイドライン	放送分野ガイドライン		・個人情報保護委員会が全ての分野に共通に適用される委員会ガイドラインを策定 ・放送分野では、固有の事情を踏まえ、委員会ガイドラインを基礎として、必要な規律を付加してガイドラインを策定
認定個人情報保護団体	他分野の個人情報保護指針 ※認定個人情報保護団体の対象事業者のみ 登録していない事業者	放送分野の個人情報保護指針 ※認定個人情報保護団体の対象事業者のみ 登録していない事業者		・匿名加工情報の作成の方法等、自主ルールの策定 ・法令やガイドラインよりも詳細な解説や事例を提示
事業者団体	他分野の事業者団体による共通プライバシーポリシー	事業者団体による共通プライバシーポリシー		・法令、ガイドライン、認定個人情報保護団体の指針を踏まえて、事業者団体として、共通的なプライバシーポリシーを策定
各事業者	他分野における各事業者別のプライバシーポリシー	各社別のプライバシーポリシー		・法令、ガイドライン、認定個人情報保護団体の指針、事業者団体のプライバシーポリシーを踏まえ、各社固有の事情も含めたプライバシーポリシーを策定